主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴法四一九 条ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。そして、このことを規定して いる裁判所法七条二号、民訴法四一九条ノニが憲法三二条に違背しないことは、昭 和二三年三月一〇日最高裁判所大法廷判決(刑集二巻一七五頁)、昭和二三年七月 七日大法廷判決(同八〇一頁)、昭和二五年二月一日大法廷判決(同四巻八八頁)、 昭和二四年七月二三日大法廷決定(民集三巻二八三頁)の判示するところである。されば論旨は採用しえない。よつて抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三九年二月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	Щ	田	作之	助
裁判官	草	鹿	浅之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外